

〔翻 訳〕

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に 関する規則（2023年12月13日）」

春日 偉知 郎(訳)

〔訳者はしがき〕

(1) 欧州連合における国境を跨る司法協力のデジタル化は、最終局面を迎えている。欧州委員会は、2021年12月に、民事及び商事事件においてのみならず、刑事事件においても、国境を跨る司法協力のデジタル化を提案し¹⁾、その後、欧州社会・経済委員会の意見表明を経て、最終的には、2023年12月13日に、本規則、すなわち、「国境を跨る民事、商事及び刑事事件における司法協力並びに司法へのアクセスのデジタル化について並びに司法協力の領域における法行為の改正についての2023年12月13日の欧州議会及び理事会の規則」²⁾が採択された。現在は、2025年5月1日から適用される本規則に基づいて、EU 構成国の全域において規則の具体的な運用のための準備が急がれている段階である。

(2) この規則は、EU における司法協力及び司法へのアクセスを改善するために、国境を跨る民事及び商事事件において、EU の機関及びその他の当局を含む権限ある当局間の情報交換と、これら権限ある当局と自然人及び法人との間の情報交換とを、デジタル手段によって行うための条件を確立し、実施することを目的としている。また、こうしたデジタル情報交換は、裁判手続の効率性及び有効性を改善し、司法へのアクセスを簡素化することを目標としていて、国境を跨る司法に関与する当局にとって、費用と時間の節約のみならず、管理上の負担の軽減を図り、事件処理の遅延を減少させて、構成国の市民に対して司法システムに対する信頼を増すことになる。さらに、国境を跨る刑事事件においては、情報交換チャンネルのデジタル化は犯罪の抑止にとどまらず、デジタル情報交換がもたらす高度な安全性によって、個人のプライバシーの尊重や個人情報の保護を求める権利の保護に資することとなる³⁾。

(3) 司法システムがデジタル化によって効率的に協力可能となるためには、欧州連合

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

の平面において、これに相応しい統一的な情報技術装置の創設が必要であり、国境を跨る権限ある当局間における事件に関するデータの電子交換を迅速かつ直接に行い、相互運用を可能にし、安全で信頼に足り、容易にアクセス可能で、安全かつ効率的な処理を可能とする装置が必要となる。これに関しては、本規則に先立って「規則（EU）2022/850（民事及び刑事事件における司法協力の領域での国境を跨る電子データ交換のための e-CODEX システムについて並びに規則（EU）2018/1726の改正についての2022年5月30日の欧州議会及び理事会の規則）」⁴⁾が存し、e-CODEX システム（e-Justice Communication via Online Data Exchange）の装置によるデータの電子交換の法的枠組みが規定されている。また、この e-CODEX システムを基礎として、国境を跨る裁判手続のデータ交換のために、欧州連合の一つの機関のみがこうした情報交換の内容に関与することがないようにするために、分散化 IT システム（decentralized IT system）が設けられている。これは、それぞれの構成国並びに欧州連合の重要な機関及び他の当局におけるバック・エンド・システム（back-end-systems）と、相互利用の可能なアクセスポイント（access points）とから構成されていて、分散化 IT システムは、これらを介した安全な接続によって相互にネットワーク化されている⁵⁾（なお、欧州委員会は、構成国が自国の既存の IT システムを分散化 IT システムに変更するために、リファレンス実装ソフトウェア（reference implementation software）を開発して、その利用を構成国に促している。）。技術的な問題を含む詳細は省くが、こうしたデジタルチャンネルによって、市民の司法へのより良いアクセスを直接にもたらそうとしていることは明らかである⁶⁾（なお、本規則の理由19）以下参照）。

（4）規則の内容を一瞥してみると、権限ある当局間の情報交換については第2章第3条が、民事及び商事事件における私人と権限ある当局との間の情報交換については第3章第4条が、また、ビデオ会議又は遠隔情報交換技術による弁論又は聴取（審尋）については第4章第5条（民事・商事事件）及び第6条（刑事事件）において詳細が規定されている。この他、第8条（電子文書の法的効力）、第14条（送信される情報の保護）など、多岐にわたって内容上重要な規定が存している。

（5）本規則は、規則（EU）2020/1784⁷⁾（送達規則）による書面の送達、及び規則（EU）2020/1783⁸⁾（証拠規則）による証拠調べについては適用されない⁹⁾。この双方については、司法協力のデジタル化に関してそれぞれの規則において特別規定が存在していて、2022年7月1日からすでに、デジタル化に伴う実際の運用が開始されている（規則理由17）参照）。

また、本規則の採択によって、多数の既存の規則は改正を必要とし、これらの規則の随所において、デジタル化に関連する改正が施されている¹⁰⁾。

〈注〉

- (1) ABL. COM (2021) 759/1 = OJ. COM (2021) 759/1.
- (2) Verordnung(EU)2023/2844 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 13. Dezember 2023 über die Digitalisierung der justiziellen Zusammenarbeit und des Zugangs zur Justiz in grenzüberschreitenden Zivil-, Handels- und Strafsachen und zur Änderung bestimmter Rechtsakte im Bereich der justiziellen Zusammenarbeit. ABL. L. 2023/2844 vom 27. 12. 2023., = OJ. L. 2023/2844.
- (3) 本規則の理由(1)~(7)参照。
- (4) Verordnung(EU)2022/850 des Europäischen Parlament und des Rates vom 30. Mai 2022 über ein EDV-System für den grenzüberschreitenden elektronischen Datenaustausch im Bereich der justiziellen Zusammenarbeit in Zivil- und Strafsachen (e-CODEX-System) und zur Änderung der Verordnung (EU) 2018/1726. ABL. L. 150/1. vom 1. 6. 2022.
- (5) 「分散化 IT システム」については、本規則第2条第3項に定義規定が存する。
- (6) 規則制定の理由に関する全体については、61項目にわたる本規則の理由を参照してほしい。
- (7) 送達規則については、拙訳「EU 新送達規則 (2020年)」法学論集 (関西大学) 第72巻第2号222頁以下参照。
- (8) 証拠規則については、拙訳「EU 新証拠規則 (2020年)」法学論集 (関西大学) 第72巻第3号109頁以下参照。
- (9) 本規則の理由 (17) 参照。
- (10) 本規則第7章第18条から第24条までの規定を参照。民事司法協力の領域に限るならば、具体的には、「欧州執行名義規則 (2004)」、「督促手続規則 (2006年)」、「少額請求手続規則 (2007年)」、「民事事件における保護措置の相互承認規則 (2013年)」、「銀行口座仮差押規則 (2014年)」、「倒産手続規則 (2015年)」及び「送達規則 (2020年)」などである。

国境を跨る民事、商事及び刑事事件における司法協力並びに司法へのアクセスのデジタル化について並びに司法協力の領域における法行為の改正についての2023年12月13日の欧州議会及び理事会の規則 (ABL. L 2023/2844 = OJ. L 2023/2844)

欧州議会及び欧州連合の理事会は、欧州連合運営条約、特にその第81条第2項第(e)号及び同第(f)号並びに第82条第1項第(d)号に基づいて、

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

欧州委員会の提案に基づいて、立法草案を各国議会に送付した後、

欧州社会・経済委員会の意見表明に従って、

通常立法手続により、

以下の諸理由を考慮し、次の規則を採択した。

- (1) 欧州委員会は、「欧州連合における司法のデジタル化 - チャンスのツールボックス (Digitalisation of justice in the European Union - A toolbox of opportunities)」というタイトルの2020年12月2日の報告書において、民事、商事及び刑事事件における国境を跨る手続についての連合法の法的枠組みを「標準的デジタル」原則 ('digital by default' principle, Grundsatz „standardmäßig digital“)」に則して現代化することの必要性と、その際には、社会的排他性を防ぐために必要なあらゆる防止策を確保することが必要であること、また、相互の信頼性、連携性及び安全性に配慮することが必要であることを確認している。
- (2) 自由、安全及び司法の領域が制限されずに機能するようにするために、すべての構成国は、システムをデジタル化する際に既存の相違をなくし、関係する連合の財政的なメカニズムによって提供される可能性を利用することが重要である。
- (3) 司法協力及び司法へのアクセスを改善するために、欧州連合の法行為は、民事及び商事事件において、欧州連合の機関及びその他の当局を含む権限ある当局間の情報交換を規律し、また、同様に権限ある官庁と自然人又は法人との間の情報交換を規律すべきであり、こうした法行為は、上記の情報交換をデジタル手段によって行う条件が確立されることによって完全なものとなる。
- (4) 本規則は、裁判手続の効率性及び有効性を改善し、司法へのアクセスを簡素化するという目標を追求するものである。しかも、これは、既存の情報交換のチャンネルをデジタル化することによって行われるものであり、デジタル化は、国境を跨る司法協力に関与するすべての当局にとって、費用と時間を節約し、管理上の負担を軽減し、不可抗力の状況下で回復力を向上するものである。権限ある当局間のデジタル情報交換チャンネル (digital channels of communication) の利用は、短期的にも長期的にも事件の処理における遅延を減少させる。このことは、構成国の自然人及び法人並びに権限ある当局にとって利益となり、司法システムにおける信頼を強化する。また、情報交換チャンネルのデジタル化は、国境を跨る刑事手続の領域において欧州連合による犯罪の抑止に関して利益となる。これとの関連において、デジタル情報交換チャンネルがもたらす高度な安全性は、例えば私人及び家族の生活

の尊重を求める権利、個人情報の保護を求める権利といった関係者の権利の保護のためにも資する。

- (5) 本規則による電子データ交換に係わるすべての者の基本権及び基本的自由一とりわけ、司法への効果的なアクセスを求める権利、公正な手続を求める権利、非差別の原則、私人及び家族の生活の尊重を求める権利、及び個人情報の保護を求める権利一は、欧州連合法に則して、完全な範囲において尊重される。
- (6) 本規則によりすべての当局がその義務を履行する際には、司法の独立の原則を尊重し、三権分立及び法治国家原理を考慮する。
- (7) 効果的な司法へのアクセスは、自由、安全及び司法の領域の中心的な目標である。デジタル変革は、司法へのアクセス、並びに、司法システムの効率性、品質性及び透明性を改善する重要な第一歩である。
- (8) 司法システムが、デジタル方式で効率的な方法により協力可能になるためには、適切なチャンネルとツールの開発が重要なこととなる。こうした理由から、欧州連合の平面において、統一的な情報技術の装置が創設されなければならず、これによって、国境を跨って権限ある当局間における事件に関するデータの電子の交換を、迅速に、直接に、相互運用が可能で、信頼に足る、容易にアクセスでき、安全で、かつ効率的なものにすることが可能になる。
- (9) 事件に関するデータのデジタル交換のための装置は、すでに開発さていて、これを介して、構成国においてすでに設置されている既存の IT システムが取り替えられ又はこのシステムに費用をかけて変更を加えなければならない事態を避けることが可能になる。規則 (EU) 2022/850 ([訳者はしがき(3)参照]) によりその法的枠組みが創設されている e-CODEX-System (e-justice Communication via Online Data Exchange) が、その最も重要な装置であり、この装置は、国境を跨って権限ある当局間における事件に関するデータの電子の交換を、迅速に、直接に、相互運用が可能で、持続的で、信頼に足る、かつ、安全に行うことを保障する目的で、これまで開発されてきたものである。
- (10) 手続のデジタル化は、障害者を含むすべての者にとって司法へのアクセスを確実なものとする。本規則によって設定される分散化 IT システム (decentralized IT system) 及び欧州電子アクセスポイント (the European electronic access point) は、指令 (EU) 2016/2102に則したウェブ・アクセス要件にかなうものである。また同時に、本規則による電子支払方法 (electronic payment method) は、指令

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

(EU) 2019/882に則したアクセス要件にかなうものである。

- (11) 国境を跨る情報交換のためのデジタルチャンネルの設定は、より良い司法へのアクセスを直接的にもたらすであろう。なぜならば、それは、自然人及び法人に対して、民事及び商事事件の領域において欧州連合法が適用される手続において、これらの者の権利の保護を促進し、その請求権を主張し、手続に着手し、事件に関するデータをデジタル形式で司法当局又は他の権限ある当局と交換する、ということが可能にするからである。
- (12) 電子的な情報交換手段が司法へのアクセスに積極的に作用することを確かなものにするために、構成国は、市民のデジタル技能及び能力を向上させるための十分な財源を準備し、デジタル技能の欠如が分散化 IT システムを利用するための障害とならないように特に配慮するべきである。構成国は、検察官、裁判官及び行政官を含むあらゆる法律職の関係者のために研修を準備し、これによって分散化 IT システムを効率的に利用することを確保すべきである。こうした研修の目標は、欧州連合全域にわたって司法システムの機能性を改善し、基本権及び基本的価値を擁護する点に、とりわけ、特に法律職の関係者が、手続の過程において又はビデオ会議若しくは他の遠隔情報交換技術による弁論及び聴取の際に、その仮想空間の特性によって生ずるおそれのある難題に効果的に対応することができるようにする点にある。構成国は、欧州連合の財政プログラムの枠内においてそうした研修のための財政的な支援を求めることを欧州委員会から推奨され、また、その際には、欧州委員会によって支援されるものとする。
- (13) 本規則は、国境を跨って関係する事件であって、民事、商事及び刑事事件に関する欧州連合の特定の法行為が適用される領域に存する事件における情報交換のデジタル化について適用される。これらの法行為は、本規則の附属文書において掲げられるものとする。権限ある当局並びに欧州連合の官庁及びその他の組織、例えばヨーロッパ検察庁又は欧州司法機構（Eurojust）は、附属文書Ⅱに掲げる法行為によって管轄権を有する限り、これら当局間の情報交換については、本規則の下に服することとなる。また、規則（EU）2015/848による倒産手続において、管財人が、外国債権者の債権の届出の受領について国内法により権限を有する限り、この管財人は、上記規則の意味における権限ある当局とみなされる。
- (14) 本規則は、附属文書Ⅰ及びⅡに掲げる法行為によって定められている国境を跨る裁判手続に関する諸規定を妨げることはないが、デジタル手段による情報交換に関

して本規則によって定められる諸規定については除くものとする。本規則は、申立書、書面及び情報の確認及び審査の取扱いに携わる官庁、個人又は当局の指定に関する国内法規に影響を与えるものではない。書面又は情報の真正性、正確性、信頼性、信憑性、及び法的適式性に関する実定国内法規に従った要件については、本規則によって影響を受けることはないが、デジタル手段による情報交換に関して本規則によって掲げられる諸規定については除かれる。

- (15) ある事件が国境を跨る関連性を伴う事件とみなされるか否かの判断は、附属文書 I 及び II に掲げる法行為に従って行われるものとする。附属文書 I 及び II に掲げる法行為において、権限ある当局間の情報交換が国内法により規律されるべき旨が明示されているときは、本規則は適用されないものとする。
- (16) 本規則による義務は、口頭による情報交換、例えば電話により行われるもの又は個人的に行われるものについては、適用されない。
- (17) 本規則は、規則 (EU) 2020/1784 による書面の送達について及び規則 (EU) 2020/1783 による証拠調べについては、適用されない。これらの規則においては、司法協力のデジタル化に関してすでに特別規定が存在する。ただし、他の構成国における送達住所が通知済みの個人に直接に宛てて行われる書面の電子送達を改善するために、本規則によって、規則 (EU) 2020/1784 について一定の改正が行われるものとする。
- (18) 欧州委員会が、欧州電子アクセスポイントの発案及び開発の段階において、外部機関と共同するときは、安全で、利用者本位で、アクセスの容易な IT 開発の経験のある者とのみ協働するものとする。
- (19) 民事、商事及び刑事事件における国境を跨る裁判手続のために構成国間において、安全で、迅速で、相互利用可能で、かつ信頼のおける情報交換を確実に行うために、適切な情報交換技術が用いられるべきであり、その前提として、受領される書面の安全性、完全性及び信頼性に関する所定の要件並びに情報交換に関与する者の同一性が充足される必要がある。このような理由から、国境を跨る裁判手続におけるデータ交換のために、安全で、効率的で、かつ、信頼のおける分散化 IT システム (dezentrales IT-System) が創設されるべきである。この IT システムの分散化という特性は、当局間における安全なデータ交換を可能にすることを目的としていて、欧州連合の機関の一つがこうした情報交換の内容に関与することがないようにするためである。分散化 IT システムは、附属文書 II に掲げる法行為の適用範囲にある

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

事件においても、ある構成国と欧州連合の機関又はその他の当局、例えば欧州司法機構との間の安全な情報交換を可能にするものとする。

- (20) 分散化 IT システムは、諸構成国並びに欧州連合の重要な機関及びその他の当局におけるバック・エンド・システム（back-end-systems）と、相互利用の可能なアクセスポイント（access points）とから構成されるものであり、これらを介して、分散化 IT システムは、安全な接続によって相互にネットワーク化されている。分散化 IT システムのアクセスポイントは、e-CODEX を基盤とするものである。
- (21) 本規則のために、構成国は、自国の IT システムに代えて、欧州委員会によって開発されたソフトウェア（リファレンス実装ソフトウェア（reference implementataion software））を利用することができる。このリファレンス実装ソフトウェアは、モジュール方式のユニット（modular setup）から成るものであり、分散化 IT システムに接続するために必要とされる e-CODEX 構成要素から分離して編成されて、提供されるものである。こうしたユニットによって、構成国は、司法の領域における情報交換のための自国の既存のインフラストラクチャーを、国境を跨る情報交換のために再利用し、機能強化することができる。また、メンテナンスにおいて、構成国は、ハーグ国際私法会議によって開発されたソフトウェア（iSupport）を用いることも可能である。
- (22) 欧州委員会は、リファレンス実装ソフトウェアの製作、開発及び維持（メンテナンス）に関して、技術形成及びデータ保護設定を通じて、かつ、アクセスビリティの要件に則して、データ保護の諸原則に従う責務を負っている。欧州委員会は、規則（EU）2018/1725及び規則（EU）2016/679のデータ保護要件及びデータ保護原則一とりわけデータ保護の諸原則を技術形成及びデータ保護設定を通じて、並びに高度なサイバー安全環境を考慮して一に従って、リファレンス実装ソフトウェアを製作、開発及び維持するものとする。特に、自国の IT システム又はリファレンス実装ソフトウェアの製作、開発及び維持に関与している自然人又は法人は、こうした要件及び諸原則に拘束される。また、リファレンス実装ソフトウェアは、国境を跨る裁判手続の領域における情報交換に適する一定の程度の安全性と相互利用可能性を保障するために、適切な技術的予防措置を備え、組織的な予防対策を可能にすべきである。自国の IT システムとの相互利用の可能性を確保するために、リファレンス実装ソフトウェアは、本規則の附属文書 I 及び II に掲げる法行為のために、規則（EU）2022/850において確定されているデジタル手続基準

を満たすようにすべきである。

- ⑳ 申立人に対して迅速、安全かつ効率的に支援することを可能にするために、裁判所及び中央当局といった権限ある当局間の情報交換は、原則として、規則（EG）Nr. 4/2009及び規則（EU）2019/1111に従って、分散化 IT システムを通じて行われるものとする（前者は、扶養事件における裁判管轄、適用法、裁判の承認及び執行並びに協力に関する2008年12月18日の理事会規則、後者は、婚姻事件及び親の責任に関する手続における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行について並びに国際的な子の奪取についての2019年6月25日の理事会規則（改正規則）である一訳者）。
- ㉑ 分散化 IT システムを通じた送信は、システムの障害によって不可能になる場合がありうる。システムの障害は、欧州連合及び構成国の関係機関によって可能な限り速やかに除去されるべきである。送信は、送信されるべきものの物理的又は技術的な特性によって、例えば物的証拠方法の送信であったり、紙形式の原本について成立の真正を判断するための送信であったり、また不可抗力によってであったりして、事実上実行不能場合がある。不可抗力の場合は、通常、権限ある当局の領域に存しない原因に基づく予見し難く、回避できない事態に基づいている。分散化 IT システムが利用されない場合、情報交換は、最適な代替手段によって行われるべきである。こうした代替手段は、できるだけ迅速にかつ他の安全な方法によって、すなわち他の電子的な手段、郵便又は人的送信によって行われるようにすべきである。
- ㉒ 分散化 IT システムは、権限ある当局間における情報交換のために標準に即して用いられるものとする。しかしながら、司法協力における柔軟性を確保するために、特定の状況においては、別の情報交換手段がより適切である場合もありうる。すなわち、権限ある当局が直接に人的な情報交換を必要とする場合がこれに該当する。特に、規則（EU）2015/848及び規則（EU）2019/1111による裁判所間の直接的な情報交換、並びに枠組決定2005/214/JI、同2006/783JI、同2008/909JI、同2008/947JI 及び同2009/829JI による権限ある当局間の直接的な情報交換、指令（EU）2014/41及び同（EU）2018/1805による権限ある当局間の直接的な情報交換については、上記の法行為において定められている任意の又は適切な方法により行うことができる場合がその例である。これらの場合には、権限ある当局は、例えばEメールのようなフォーマルではない情報交換手段を用いることができる。

また、情報交換が微妙な情報の取扱いを含んでいるときや、膨大な記録を電子的

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

な形式に変換することが、記録を送信する権限ある当局にとって不相当な管理費用を要するときには、他の情報交換手段が適切である場合もある。権限ある当局が注意を要する情報を取扱うことを考慮すると、適切な情報交換手段を選択する際には、情報の交換の安全性及び信頼性がまさに保障されるべきである。分散化 IT システムは、本規則の附属文書 I 及び II に掲げる法行為に従って作成される交換形式にとって最適な手段であるとみなされる。もっとも、そうした交換形式は、さまざまな構成国の権限ある複数の当局が、本規則の附属文書 II（刑事事件の司法協力の領域における法行為一訳者）に掲げる法行為に従った司法協力の手続を実施する際に、支援を目的として、一つの構成国の同一の場所に出席している場合には、他の方法によって代替されることもありうる。また、事案の緊急性が必要とする場合、例えば、EU 指令2014/41に従って、捜査命令を実行する際に発令当局が執行国において支援を行う場合や、異なる構成国の権限ある当局が、本規則の附属文書 II に掲げる法行為に従った司法協力の手続を一つの集合地において協力する場合は、そうである。

- (26) 欧州連合が権限を有している分散化 IT システムの構成部分については、システムの構成部分の管理について権限を有する当局が、規則（EU）2022/850において確定されている安全性要件に即してシステムが規則通りに機能することを確保するために、十分な財源を有するべきものとする。
- (27) 民事及び商事事件において自然人及び法人が権限ある当局へ容易にアクセスできるようにするために、本規則によって、欧州連合のレベルでアクセスポイント—欧州電子アクセスポイント—が、分散化ITシステムの一部として設置されるべきである。このアクセスポイントは、自然人及び法人のために訴訟費用援助を求める権利に関する情報提供を含み、これらの者が、本規則の適用範囲にある事件において申立てをし、嘱託をし、デジタル化された手続書面又はその一部を含む手続上重要な情報を送信し、請求し、受領し、また、権限ある当局と情報交換することを可能にすべきものであり、—また、自己の名においてこうしたことを代理人に行わせ—、又は裁判上若しくは裁判外の書面の送達を可能にすべきものである。この欧州電子アクセスポイントは、欧州司法ポータル上に設置されて、欧州連合における司法に関する情報及びサービスの提供のための中央窓口として役立つものである。
- (28) 欧州連合法及び国内法により定められている訴訟費用援助を求める権利、特に、規則（EU）Nr. 650/2012、規則（EU）Nr. 4/2009及び規則（EU）2019/1111並び

に EU 指令2003/8による訴訟費用援助を求める権利が存在している。欧州司法ポータル上の重要な情報は、自然人及び法人のために、欧州電子アクセスポイント上のリンクを通じてアクセスできるものとする。

- (29) 国境を跨る事件における民事及び商事事件での電子情報交換は、自然人及び法人と権限ある当局との間の情報交換に関連して、既存の情報交換手段—国内の情報交換手段を含む—に代わるものとして用いられるものであって、自然人又は法人が国内法に従って自国の権限ある当局との間でどのように情報交換をするかについて、その種類や方法に影響することはない。法人が権限ある当局との間で情報交換する場合には、電子的方法の標準的利用 (the use by default of electronic means) が推奨される。しかしながら、関係者は、デジタル手段による司法へのアクセスによってデジタルギャップ (digital divide, digitale Kluft) を拡大しないようにするために、本規則による電子情報交換と他の情報交換手段との間で選択することができるものとする。特段の事情が存する場合、すなわち、関係者がデジタルサービスへのアクセスのために必要な技術的な手段又はデジタル専門知識を有していない場合のほか、障害をもつ関係者について配慮しなければならない場合が特に重要である。蓋し、構成国及び欧州連合は、障害者の権利に関する国連条約に則した適切な措置を講ずることを義務づけられているからである。
- (30) 欧州電子アクセスポイントを含む分散化ITシステムによる国境を跨る電子情報交換及び書面の送信がより頻繁に行われるためには、分散化ITシステムにより送信される書面は、それが電子的な方式であることのみを理由として裁判手続における法的効力及び許容性を否定されることはない。しかしながら、こうした原則は、そうした書面の法的効力や証拠方法としての許容性に関する国内法による判断には影響すべきでない。
- (31) 国境を跨って関係する民事、商事及び刑事事件での手続における口頭弁論や聴取 (審問) を容易にするために、本規則において、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の利用のオプションを認めるものとする。
- (32) ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術は、権限ある当局が、聴取を受ける者の同一性を確認することを可能にすべきであり、弁論又は聴取の過程において、可視的であること、及び、音声又は口頭による情報交換を可能にするものとする。単なる電話による会話は、口頭弁論又は聴取に適した遠隔情報交換技術として適切とは認められない。用いられる技術は、それが利用される弁論又は聴取の種類にかかわら

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

ず、個人情報の保護、情報交換の信頼性及びデータの安全性に関する現行の基準に則したものであるべきである。

- 33) ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術によって行われる弁論又は聴取は、遠隔情報交換技術の利用に関する国内法が存しないとの理由のみによって拒絶されてはならない。そうした場合は、国内法に従って最も適切に適用される法規、例えば証拠調べの法規を準用するものとする。
- 34) 通訳を求める権利は、本規則によって妨げられず、民事、商事及び刑事事件での手続において設けられているビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術において、通訳の要求は可能とするものとする。
- 35) 国境を跨って関係する民事、商事及び刑事事件での手続における口頭弁論又は聴取を容易にするために、本規則において、当事者又はその代理人が関与するビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の利用をオプションとして予定すべきである。ただし、その条件として、そのような技術の利用可能性及びそうした技術について当事者の意見表明の機会並びに事案の特殊な状況の下でそうした技術を利用することの適切性が必要とされる。本規則は、民事及び商事事件において当事者を弁護する者が、検察官も含めて、国内法に則してビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による弁論又は聴取に参加することを排除するものではない。
- 36) 民事又は商事事件においてビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術によって弁論又は聴取を開始し、実施するための手続は、こうした手続が実施される構成国の法に従うものとする。弁論又は聴取の記録は、弁論又は聴取が民事又は商事事件において行われる構成国の法に従って定められものとし、こうした規定、及び記録に異議を述べる可能性一定めがある限り一に関しては当事者に対して教示するものとする。
- 37) 当事者及びその代理人が民事及び商事事件におけるビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による弁論又は聴取に参加することを認められるか否かを決定する際には、当事者がある自国法に従って意見を述べるために、権限ある当局が適切な方法を選択するものとする。
- 38) 民事及び商事事件での手続において権限ある当局が、当事者又は相手方の少なくとも一人がビデオ会議による弁論又は聴取に参加することを認める旨の決定をした場合、この権限ある当局は、これらの者がビデオ会議による弁論又は聴取にアクセスすることを確実にしなければならない。とりわけ、権限ある当局は、この者に対してビデオ会議に参加できるよう回線（link, Link）を接続し、技術的な援助を提

- 供する。例えば、権限ある当局は、利用されるソフトウェアの使用書を用意し、必要な場合には弁論又は聴取に先立って技術的なテストを行うこととする。権限ある当局は、障害者の特別な必要性に配慮するものとする。
- (39) 子供が、とりわけ当事者として自国法に従って民事又は商事事件における手続に参加するときは、本規則に定めるように、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による弁論又は聴取に参加できるようにすべきであり、その際には子供の手続権を考慮しなければならない。これに対して、子供が民事又は商事事件における証拠調べのために手続に関与するとき、例えば子供が証人として尋問されるべきときは、規則（EU）2020/1783（証拠規則—訳者）に従って子供の尋問をビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術によっても行うことができる。
- (40) 権限ある当局が、民事又は商事事件における証拠調べのためにある人の関与を申し立てたときは、この者がビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による弁論又は聴取に参加することについては、規則（EU）2020/1783によって規律されるものとする。
- (41) 本規則は、民事及び商事事件におけるビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の使用が附属文書 I に掲げる法行為においてすでに規律されている場合には、こうした使用について適用されないし、また、国境を跨る関係にない事件についても同様とする。さらに、本規則は、公証人による証書作成又は認証手続におけるビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の使用についても適用されない。
- (42) 刑事事件においては、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取の開始及び実施のための手続は、その聴取を実施する構成国の法に従うものとする。ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取を実施する構成国とは、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の使用を申し立てた構成国であると解する。
- (43) 刑事事件における司法協力の手続での聴取のためのビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の使用に関して本規則において確定された諸規定は、容疑者又は被疑者の有罪又は無罪の裁判のために行われる証拠調べ又は弁論の実施を目的とするビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取については適用されないものとする。本規則は、指令2014/41/EU、欧州連合の構成国間の刑事事件における司法共助に関する協定、及び理事会の枠組み決定2002/465/JI を妨げるものではない。
- (44) 公正な手続を求める権利及び防御権を保護するために、容疑者、被疑者若しくは有罪決定を受けた者、又は、規則（EU）2018/1805の意味における関係者は、刑事

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

事件での司法協力の手続における弁論又は聴取のためのビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の使用について同意を与えるものとする。権限ある当局は、異常事態においてのみ、すなわち、公的安全又は公衆衛生に対する重大な危険が、実際に、現実には、又は予見可能であるため、同意を不要とすることが十分に正当化され得る場合においてのみ、容疑者、被疑者若しくは有罪決定を受けた者又は関係者の同意を必要としないものとする。同意を不要とする例外は、必要な程度に限定され、欧州連合基本権憲章の完全な遵守の下で行われるものとする。同意をしていない場合には、容疑者、被疑者若しくは有罪決定を受けた者又は関係者は、自国法に従って、かつ、欧州連合基本権憲章の完全な遵守の下で、審査を求めることができるものとする。

- (45) ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術によって行われる聴取の際に、容疑者、被疑者又は有罪決定を受けた者の権利が侵害されるときは、欧州連合基本権憲章第47条に従って、効果的な法的救済が保障されるものとする。効果的な法的救済へのアクセスは、規則（EU）2018/1805（差押命令及び没収命令の相互承認に関する規則一訳者）による手続におけるビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取の枠内において、容疑者、被疑者又は有罪決定を受けた者以外の他の関係者に対しても保障されるものとする。
- (46) ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取について責任を負っている権限ある当局は、規則（EU）2018/1805による手続において行われる情報交換であって、容疑者、被疑者若しくは有罪決定を受けた者又は関係者とこれらの者の弁護士との間の情報交換が、弁論又は聴取に先立って又はその過程においても、国内法に従って秘密を保持して行われるように保障するものとする。
- (47) ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取が刑事事件において計画されるときは、そうした弁論又は聴取を計画するよう囑託された権限ある当局（以下「受託権限当局」）は、障害者を含む容疑者、被疑者若しくは有罪決定を受けた者又は関係者が、規則（EU）2018/1805の意味における手続において、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の使用に必要とされるインフラ（設備）へのアクセスを有するよう保障するものとする。そこには、例えば、弁論又は聴取が行われる建物へのアクセスや技術設備へのアクセスを提供する責任も含まれる。技術設備が受託権限当局の建物において使用できない場合には、弁論又は聴取をビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術によって実施するために、可能な限り、国内法に従って他の当局の建

物において計画することによって、実務的な対策を講ずることを可能にするものとする。

- (48) 欧州議会及び理事会の規則 (EU) Nr. 910/2014において、電子的身分証明及び電子的信用サービス (以下「e-IDASサービス」と呼ぶ) 一特に電子署名、電子封印、電子日付、電子送達サービス及びウェブサイト認証一の承認に関する共通の法的枠組みが設定されていて、国境を跨って、物理的なものと同一の法的地位が承認されている。したがって、本規則において、デジタル情報交換を目的とする eIDAS サービスの利用が定められるものとする。

(なお、上記規則は、Verordnung (EU) 2024/1183 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 11. April 2024 zur Änderung der Verordnung (EU) Nr. 910/2014 im Hinblick auf die Schaffung des europäischen Rahmens für eine digitale Identität (ABl. L vom 30.4.2024) によって改正されて、この改正規則がすでに発効している。一訳者)

- (49) 本規則に従った電子的情報交換の枠組みの中で送信される文書が、封印又は署名を必要とするときは、権限ある当局によって、規則 (EU) Nr. 910/2014におけると同様の適格のある電子封印又は適格のある電子署名が用意され、また、自然人又は法人によって適格のある電子封印又は適格のある電子署名が用いられるものとする。しかしながら、本規則は、申立てを理由づけるために提出される文書について適用される形式要件に関係するものではない。そこでは、デジタル原本又は認証謄本が問題となりうる。また、本規則は、デジタル手段による情報交換に関して本規則によって採択された要件を別として、文書の変換 (conversion of document) に関する国内法や、文書の真正性、正確性、信頼性、信憑性及び文書又は情報に適した法的方式要件に関する国内法には関係しない。
- (50) 附属文書 I に掲げる民事及び商事事件における欧州連合の法行為の適用範囲にある国境を跨る事件における手数料の支払いを容易にするために、手数料の電子的支払いの技術的方法は、バリアフリーに関する現行規則に従う。欧州連合内で広く受け入れられている支払方法、例えば、クレジットカード、デビットカード、電子財布、銀行振替の使用は、オンライン上で可能であり、欧州電子アクセスポイントによって可能である。
- (51) 本規則の目標を現実化し、民事、商事及び刑事事件における欧州連合の既存の法行為を本規則に適合させるためには、以下の法行為を改正することが必要である。

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

すなわち、規則（EG）Nr. 805/2004、規則（EG）Nr. 1896/2006、規則（EG）Nr. 861/2007、規則（EU）Nr. 606/2013、規則（EU）Nr. 655/2014、規則（EU）2015/848及び規則（EU）2018/1805である。これらの改正によって、情報交換が本規則の諸規定及び諸原則に則して行われることが保障されるものとする。民事、商事及び刑事事件に関する指令及び枠組み決定の改正は、指令（EU）2023/2843によって行われる。

52) より良い立法に関する2016年4月13日の制度間合意（The Interinstitutional Agreement of 13 April 2016 on Better Law Making）第22号及び第23号に従い、本規則の実務における実際上の効果、とりわけ、国境を跨る司法協力のデジタル化の効率及び効果並びにさらなる措置の必要性について検証するために、欧州委員会は、本規則の附属文書Ⅰ及びⅡに掲げるそれぞれの法行為について、量的・質的な評価を含む特別なモニタリング計画によって収集された情報に基づいて、本規則の評価を行うものとする。

53) 欧州委員会によってバック・エンド・システムとして開発されたリファレンス実装ソフトウェアは、モニタリングのために必要とされるデータをプログラムに即して収集し、そうしたデータは、欧州委員会に送信されるものとする。構成国が、欧州委員会によって開発されたリファレンス実装ソフトウェアに代えて、自国のITシステムを利用する旨の決定をしたときは、そうしたシステムは、当該プログラムに即してデータを収集するよう装備されているものとされる。こうした場合、データは欧州委員会に送信されるものとする。また、e-CODEX コネクタは、重要な統計上のデータの検索を可能にする機能を備えるものとされる。

54) ビデオ会議技術が用いられた弁論及び聴取の数に関するデータを自動的に収集することができないときは、データ収集の際に生ずる付随的な管理費用を削減するために、各構成国は、モニタリングのサンプルを抽出するために、少なくとも一つの裁判所又は一つの権限ある当局を指定するものとする。指定された裁判所又は指定された権限ある当局は、そうしたデータの収集について自ら実施した弁論又は聴取に基づいて収集の任に当たる。こうしたデータは、ある特定の構成国について本規則を評価するために必要なデータの範囲を見積もるために用いられる。指定された裁判所又は指定された権限ある当局は、本規則に従って、ビデオ会議による弁論及び聴取の実施について権限を有する。裁判所又は検察庁とは異なる他の権限ある当局、例えば公証人が本規則の意味における権限ある当局とみなされる領域において

は、モニタリングのサンプルは、この当局による規則の実施についても代表的なものとする。

- (55) 本規則の適用は、構成国における三権分立の原則及び司法の独立の原則並びに欧州連合基本権憲章及び欧州連合法、例えば、手続権に関する指令—指令2010/64/EU、指令2012/13/EU、指令2013/48/EU、指令2016/343/EU、指令2016/800/EU及び指令2016/1919/EU—においてに規定されている手続権—を妨げることはない。とりわけ、このことは、通訳を求める権利、弁護士にアクセスする権利、記録の閲覧権、訴訟費用の援助を求める権利及び弁論へ出席する権利について妥当する。
- (56) 分散化 IT システム内における個人情報の処理については、規則 (EU) 2016/679及び規則 (EU) 2018/1725並びに指令 (EU) 2016/680が適用される。分散化 IT システムにおいて送信又は受信される個人情報の処理についての責任を明確化するために、本規則において、誰が個人情報の責任者とみなされるべきかについて明示されるものとする。こうした目的のために、それぞれの送信者又は受信者は、個人情報の処理の目的及び方法を個別に決定するものとする。
- (57) 本規則を実施するための分散化 IT システムの設置に関する統一的な条件を確保するために、欧州委員会は、その実施権能を委譲されるものとする。この実施権能は、規則 (EU) Nr. 182/2011に従い行使される。実施法は、構成国に対して、自国の IT システムを分散化 IT システムに接続することを可能にするものとする。
- (58) 本規則の目標、特に国境を跨る司法協力の統一的なデジタル化を構成国によって十分に達成することができず、とりわけ構成国並びに欧州連合の省庁及び権限ある当局の IT システムの相互利用性が保障できず、むしろ欧州連合のレベルにおいて連合の協力措置によって達成されるという事実があるときには、欧州連合は、欧州連合条約 (EUV) 第5条に規定されている補充性原則に従って行動することができる。また、同条に規定されている相当性原則に従って、本規則は、本規則の目標に必要な措置を超えるものではない。
- (59) 欧州連合条約及び欧州連合運営条約 (AEUV) に附属するデンマークの地位に関する議定書第22号第1条及び第2条に従い、デンマークは、本条約の採択に参加せず、本規則によって拘束されることはなく、また、本規則の適用を義務づけられることもない。
- (60) 欧州連合条約及び欧州連合運営条約に附属する連合王国及びアイルランドの地位に関する議定書第1条及び第2条並びに第4a条第1項に従い、自由、安全及び司法

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

の領域に関して、並びに同議定書第4条を損なうことなく、アイルランドは、本規則の採択に参加せず、また、本規則によって拘束されることなく、本規則を適用することを義務づけられることもない。

- (6) 欧州データ保護監督官（EDPS）は、規則（EU）2018/1725第42条第1項により意見聴取を受け、2022年1月25日に公式見解を表明した。

第1章 総則規定

第1条（対象及び適用範囲）

- ① 本規則によって、民事、商事及び刑事事件での司法協力の手続における権限ある当局間の電子情報交換の利用のための、並びに、民事、商事及び刑事事件での裁判手続における自然人又は法人と権限ある当局との間の電子情報交換の利用のための統一的な法領域が創設される。

また、本規則は、以下に掲げるものに関して規定する。

- (a) 規則（EU）2020/1783による証拠調べとは異なる目的のためのビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の利用
- (b) 電子署名及び電子シールの適用
- (c) 電子書面の法的効力
- (d) 手数料の電子的支払い
- ② 本規則は、第3条及び第4条による民事、商事及び刑事事件での司法協力の手続における電子情報交換について、並びに、第5条及び第6条による民事、商事及び刑事事件におけるビデオ会議又は他の遠隔情報技術による弁論及び聴取について適用される。

第2条（概念規定）

本規則のために、以下の定義を適用する。

- (1) 「権限ある当局」とは、裁判所、検察庁、中央当局及び他の権限ある当局であって、附属文書Ⅰ及びⅡに掲げる法行為において定義づけられ若しくは命名されているもの、又はこれらの附属文書に掲げる法行為に従い司法協力の手続に参与する欧州連合の機関若しくは他の当局をいう。第5条のために掲げる「権限ある当局」とは、裁判所又は他の当局であって、欧州連合法又は国内法により民事及び商事事件においてビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術により弁論又は聴取を実施する権限を有するものをいう。第6条のために掲げる「権限ある当局」とは、附属文書Ⅱに

掲げる法行為において定める手続に関与する裁判所又は他の当局をいう。

- (2) 「電子情報交換」とは、インターネット又は他の電子情報交換ネットによる情報のデジタル交換をいう。
- (3) 「分散化 IT システム」とは、各構成国又は欧州連合の機関若しくは他の当局のそれぞれの責任と管理の下において、安全で信頼できる国境を跨る情報交換を可能にする IT システム及び相互利用の可能なアクセスポイントをいう。
- (4) 「欧州電子アクセスポイント」とは、ポータルサイト (portal) であつて、自然人及び法人又はこれらの代理人が欧州連合の全域においてアクセスが可能な、かつ、分散化 IT システムの枠内において相互利用の可能なアクセスポイントに接続しているものをいう。
- (5) 「手数料」とは、附属文書 I に掲げる法行為による手続の枠内で権限ある当局によって徴収される支払いをいう。
- (6) 「ビデオ会議」とは、双方向で同時に映像及び音声の交換を可能にし、視覚、聴覚及び口頭によって相互の交流を可能にする視聴覚伝達技術をいう。

第 2 章 権限ある当局間の情報交換

第 3 条 (権限ある当局間の情報交換の方法)

- ① 附属文書 I に掲げる法行為に従った異なる構成国の権限ある当局間の情報交換、並びに附属文書 II に掲げる法行為に従った異なる構成国の権限ある当局間の情報交換及び国内の権限ある当局と欧州連合の機関又は他の当局との間の情報交換は、これらの法行為において定められている書式の交換を含み、安全で効率的で信頼性のある分散化 IT システムによって行われる。
- ② ただし、第 1 項による電子情報交換が、以下の理由により不可能なときは、権限ある当局間で代替的な方法により行われる。
 - (a) 分散化 IT システムの障害
 - (b) 送信される資料の物理的又は技術的性質、又は
 - (c) 不可抗力本項前段のために、権限ある当局は、最も迅速でかつ最適な代替的方法を選択し、こうした方法が安全で信頼される情報交換を行うよう確保する。
- ③ 第 2 項による例外に加えて、分散化 IT システムの利用が一定の状況において適切でないときは、他の情報交換の方法を用いることができる。権限ある当局は、本項に

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

よる情報交換が安全かつ信頼される方法で行われるよう確保する。

- ④ 第3項は、附属文書Ⅰ及びⅡに掲げる法行為において定められている書式の交換については適用されない。

附属文書Ⅱに掲げる法行為による司法協力の手続の実施を支援するために、異なる構成国の権限ある（複数の）当局が一つの構成国の同一の場所に滞在する場合に、状況の緊急性により正当とされるときは、これらの当局は、他の適切な方法により書式を交換することができる。

- ⑤ 本条は、情報交換の方法に関して要件の例外を伴うものであり、書面の証拠能力に関する欧州連合法及び国内法の現行規定を妨げることはない。
- ⑥ 各構成国は、附属文書Ⅰ及びⅡに掲げる法行為の適用範囲にある事案において、国内の権限ある当局間の情報交換のために分散化 IT システムを利用する旨を決定することができる。
- ⑦ 欧州連合の機関又は他の当局は、附属文書Ⅱに掲げる法行為の適用範囲にある事案において、これらの機関又は他の当局の内部における情報交換のために分散化 IT システムを利用する旨を決定することができる。

第3章 民事及び商事事件における自然人又は法人と 権限ある当局との間の情報交換

第4条（欧州電子アクセスポイント）

- ① 欧州司法ポータル上に欧州電子アクセスポイントが設置される。
- ② 欧州電子アクセスポイントは、以下の場合において、自然人若しくは法人又はこれらの代理人と権限ある当局との間の電子情報交換のために用いることができる。
- (a) 規則（EG）Nr. 1896/2006、規則（EG）Nr. 861/2007及び規則（EU）Nr. 655/2014に従った手続
- (b) 規則（EG）Nr. 805/2004に従った手続
- (c) 欧州議会及び理事会の規則（EU）Nr. 650/2012、同規則（EU）Nr. 1215/2012及び同規則（EU）Nr. 606/2013並びに理事会の規則（EU）Nr.4/2009、同（EU）2016/1103、同規則（EU）Nr. 2016/1104及び同規則（EU）Nr.2019/1111に従った承認、執行宣言又は承認拒絶の手続
- (d) 以下のものの作成、修正及び撤回に関する手続
- i 規則（EG）Nr. 4/2009による抄本

- ii 規則 (EG) Nr. 650/2012による欧州遺産証明書及び証明書
 - iii 規則 (EU) Nr. 1215/2012による証明書
 - iv 規則 (EU) Nr. 606/2013による証明書
 - v 規則 (EU) Nr. 2016/1103による証明書
 - vi 規則 (EU) Nr. 2016/1104による証明書
 - vii 規則 (EU) Nr. 2019/1111による証明書
- (e) 規則 (EU) Nr. 2015/848による倒産手続における外国債権者による債権の届出
- (f) 規則 (EU) Nr. 4/2009及び規則 (EU) Nr. 2019/1111による自然人若しくは法人又はこれらの代理人と中央当局との間の情報交換、又は指令2003/8/EG 第4章による同人等と中央当局との間の情報交換。
- ③ 欧州委員会は、電子アクセスポイントの技術上の管理、開発、アクセスビリティ、メンテナンス及び安全性について責任を負うとともに、利用者の技術上の支援についても同様とする。欧州委員会は、利用者に対して無償で技術上の支援を行う。
- ④ 欧州電子アクセスポイントにより、自然人及び法人は、国境を跨る手続においても、訴訟費用援助を求める権利に関する情報の提供を受ける。本人の名において行為する代理人についても同様とする。欧州電子アクセスポイントは、第2項に掲げる場合において申立てをする自然人及び法人又はこれらの代理人に対して、囑託をし、手続上重要な情報を送・受信し、権限ある当局と情報交換をし、又は送達があった裁判上若しくは裁判外の書面を受領することを可能にする。
- 欧州電子アクセスポイントによる情報交換は、欧州連合法並びに関係する構成国の国内法の要件、特に方式、言語及び代理に関する要件に従うものとする。
- ⑤ 権限ある当局は、第2項に掲げる場合において、欧州電子アクセスポイントによる電子情報交換を認めるものとする。
- ⑥ 自然人若しくは法人又はこれらの代理人が、欧州電子アクセスポイントを、情報交換方法として利用すること、又はこうした方法により送達として利用することに予め同意している限り、第2項に掲げる場合において、権限ある当局は上記の者との間で、上記のアクセスポイントにより情報交換をし、また、これらに関する書面の交換をすることができる。同意は、それが付与される手続ごとに特定して行い、情報交換の目的及び書面の送達の目的ごとに個別に付与されなければならない。自然人又は法人が欧州電子アクセスポイントを情報交換のために手続の枠内において自ら利用しようとするときは、この者に最初の情報交換において同意をする機会が与えられる。

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

- ⑦ 欧州電子アクセスポイントは、利用者の同一性（身分確認）が保障されるよう設定するものとする。

第4章 ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による弁論又は聴取

第5条（民事及び商事事件におけるビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による弁論又は聴取への参加）

- ① 規則（EG）Nr. 861/2007、規則（EU）Nr. 655/2014及び規則（EU）Nr. 2020/1783による手続におけるビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の利用に関する特則とは別に、他の構成国に当事者の一方又はその代理人がいる民事及び商事事件の手続において、権限ある当局は、当事者若しくはその代理人の申立てにより又は国内法による定めがあるときは職権により、以下の規準により、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による弁論又は聴取に当事者及びその代理人が参加する旨の決定を行う。
- (a) こうした技術の使用が可能であること
- (b) 手続に参加する両当事者がこうした技術を使用する意向であること、及び
- (c) 個別事件の特別な事情の下でこうした技術の使用が適切であること。
- ② 弁論又は聴取を実施する権限ある当局は、障害者を含む当事者及びその代理人が弁論又は聴取のためのビデオ会議にアクセスすることを確保する。
- ③ 弁論又は聴取の記録について、手続を実施する構成国の国内法により定めがあるときは、これと同一の規定が、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による弁論又は聴取についても適用される。手続を実施する構成国は、その記録が安全な方法で作成及び保存され、かつ、流布されないようにするために、その国内法に適した措置に従うものとする。
- ④ 第1項、第2項及び第3項とは別に、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による弁論又は聴取の手続は、聴取が行われる構成国の法に従うこととする。

第6条（刑事事件におけるビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取）

- ① 本規定は、以下の法行為による手続について適用される。
- (a) 理事会の枠組み決定2002/584/JI、特に第18条第1項第a号
- (b) 同枠組み決定2008/909/JI、特に第6条第3項
- (c) 同枠組み決定2008/947/JI、特に第17条第4項
- (d) 同枠組み決定2009/829/JI、特に第19条第4項
- (e) 欧州議会及び理事会の指令2011/99/EU、特に第6条第4項、及び

(f) 規則 (EU) 2018/1805、特に第33条第1項。

② 構成国の権限ある当局（以下「嘱託権限当局」）が、他の構成国に滞在する被疑者、被告人若しくは有罪宣告を受けた者又は規則 (EU) Nr. 2018/1805第2条第10号の意味における関係者に対して、本条第1項に掲げる法行為による手続において聴取を申し立てたときは、以下の場合に限り、他の構成国の権限ある当局（以下「受託権限当局」）は、これらの者がビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取に参加することを認めるものとする。

(a) 事件の特段の事情が、これらの技術の利用を正当とし、かつ、

(b) 被疑者、被告人若しくは有罪宣告を受けた者又は関係者が、本項の第2文、第3文及び第4文の要件に従って行われる聴取のためのビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の利用に同意している場合。

被疑者又は被告人が、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の利用に同意するに先立って、これらの者は、指令2013/48EUに従い、弁護人に相談する機会を有するものとする。同意するに先立って、権限ある当局は、聴取を受ける者に対して、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取の実施のための手続について、並びに、通訳を求める権利及び弁護人へのアクセス権を含む手続権について説明するものとする。

同意が任意にかつ誤解なく行われていて、嘱託権限当局は、その聴取の開始に先立って、この同意について確認する。同意の確認は、嘱託構成国の国内法に従った聴取の調書上に記載される。

国内法に従った公正な手続及び法的救済を求める権利の原則とは別に、権限ある当局は、聴取に本人が出席することにより、公の安全又は公衆衛生に対して現に存し又は予見可能な重大な危険をもたらす場合には、第1文(b)に掲げる者の同意を求めない旨を決定することができる。

③ 受託権限当局は、障害者を含む第2項に掲げる者が、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の利用に必要なインフラへのアクセスができるようにする。

④ 本条は、刑事事件においてビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の利用を認めている欧州連合の他の法行為を妨げることはない。

⑤ 被疑者、被告人、有罪宣告を受けた者又は関係者とこれらの者の弁護人との間の情報交換の秘密は、ビデオ会議又は他の情報交換技術の聴取に先立って又はその間において、現行の国内法に則して保障される。

⑥ ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による子供の聴取に先立って、指令 (EU)

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

Nr. 2016/800の第3条第2号の意味における親の責任の担い手又は同司令第5条第2項による他の適切な成人は、遅滞なく教示を受ける。子がビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取を受けるべきか否かを判断する際には、権限ある当局は子の福祉を尊重する。

- ⑦ 国内事件のために構成国の国内法に従った聴取の記録について定めがあるときは、これと同様の規定が、国境を跨る事件におけるビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取について適用される。囑託構成国は、聴取の記録が、安全な方法で作成及び保存されること並びに公に流布されないようにするために、国内法に従って適切な措置をとる。
- ⑧ 本条に定める要件又は保障に違反する場合には、被疑者、被告人若しくは有罪宣告を受けた者又は関係者は、国内法に従った、かつ、欧州基本権憲章を完全に遵守した効果的な法的救済を求めることができる。
- ⑨ 第1項から第8項までの規定とは別に、ビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術による聴取の実施は、囑託構成国の国内法に従う。囑託権限当局及び受託権限当局は、聴取のための実務的な取り決めを行う。

第5章 トラストサービス (Trust Service)、電子文書の法的効力 及び手数料 (利用料金) の電子支払い

第7条 (電子署名及び電子シール (e シール))

- ① 本規則による電子情報交換については、規則 (EU) Nr. 910/2014によって定められた、トラストサービスの利用のための一般的な法的枠組みが適用される。
- ② 本規則第3条による電子情報交換の枠組みにおいて送信される文書が、本規則の附属文書 I 及び II に掲げる法行為に従って、封印又は署名を必要とするときは、その文書は、規則 (EU) Nr. 910/2014の意味における電子認証付シール又は電子認証付署名の付されたものでなければならない。
- ③ 本規則第4条第2項に掲げる場合において電子情報交換の枠組みにおいて送信される文書が、文書を送信する者の署名を必要とするときは、この者は、以下のものによる要件を満たさなければならない。
 - (a) 規則 (EU) Nr. 910/2014第8条第2項(c)の意味における安全レベル「高度」とされた電子本人確認、又は、
 - (b) 規則 (EU) Nr. 910/2014第3条第12号の意味における電子認証付署名。

第8条（電子文書の法的効力）

電子情報交換の枠組みにおいて送信される文書は、附属文書Ⅰ及びⅡに掲げる法行為に従った国境を跨る裁判手続との関係において、これらの文書が電子的方式であることのみを理由としてその法的効力及び適法性を否定されることはない。

第9条（手数料の電子支払い）

- ① 構成国は、手数料の電子支払いの可能性について、権限ある当局が所在する構成国とは別の構成国において生じた手数料も含めて、これを可能とする旨を定める。
- ② 手数料の電子支払いの技術的な方法は、アクセス可能性に関する現行法規に則したものとす。手数料の電子支払いについて使用可能な方法は、欧州電子アクセスポイントによりアクセス可能なものでなければならない。

第6章 手続条項及び評価

第10条（欧州委員会による実施法の採択）

- ① 欧州委員会は、本規則第3条第1項に掲げる分散化 IT システム及び本規則第4条第1項に掲げる欧州電子アクセスポイントに関して実施法を採択し、これにより以下の事項を確定する。
 - (a) 分散化 IT システムのための、電子情報交換の方法に関する技術的な詳細
 - (b) 通信プロトコル（情報交換の手順）（communication protocols）に関する技術的な詳細
 - (c) 情報の安全性の目標及びこれに即応する技術的な措置であって、分散化 IT システムによる情報の処理及び送信の際に保障されるべき情報の安全性の最低基準及び高度なレベルのサイバー対策
 - (d) 分散化 IT システムによって提供されるサービスに関する最小限の利用可能な目標及びこれに関連する可能な技術的な要件
 - (e) 規則（EU）Nr. 2022/850第3条第9号の意味におけるデジタル手続基準
 - (f) 実施の予定表、とりわけ本規則第12条に掲げるリファレンス実装ソフトウェアの利用可能な日付、権限ある当局による実装ソフトウェアのインストール、及び、必要ならば、関連して本項(a)から(e)までの要件を遵守するために必要とされる自国の IT システムの接続の完了、並びに
 - (g) 欧州電子アクセスポイントの技術的仕様書であって、規則（EU）Nr. 910/2014第8条第2項(c)の意味における「高度」安全レベルの下での利用者の電子的本人確

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

認の方法並びに情報及び文書の保管期間を含む。

- ② 本条第1項に掲げる実施法は、第15条第2項に掲げる審査手続に従って採択される。
- ③ 本条第1項に掲げる実施法は、以下の日付までに採択される。
 - (a) 附属文書Ⅰ第3及び第4並びに附属文書Ⅱ第1、第10及び第11に掲げる実施法については、2026年1月17日
 - (b) 附属文書Ⅰ第1、第8、第9及び第10並びに附属文書Ⅱ第5及び第9に掲げる実施法については、2027年1月17日
 - (c) 附属文書Ⅰ第6、第11及び第12並びに附属文書Ⅱ第2、第3、第4及び第8に掲げる実施法については、2018年1月17日
 - (d) 附属文書Ⅰ第2、第5、第7及び第13並びに附属文書Ⅱ第6及び第7に掲げる実施法については、2029年1月17日。

第11条（トレーニング）

- ① 構成国は、関係する法律職及び権限ある当局に対して、分散化 IT システムの効率的な利用及びビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の適切な利用に必要なトレーニングを確実に行う。欧州連合全域における司法の独立性及び司法組織の相違を妨げることなく、かつ、法律職の独立性を適切に尊重して、構成国は、裁判官、検察官及び他の法律職のためにトレーニングを助成する。
- ② 欧州委員会は、分散化 IT システムの効率的利用について関係する法律職をトレーニングすることが欧州連合の財政計画によって支援される優先事項に属するよう努める。
- ③ 構成国は、諸当局に対して、費用を節約し、効率性を高めるために、ビデオ会議の利用に関して最善の実務を共有するよう促す。
- ④ 欧州委員会は、構成国に対して、欧州連合の財政計画の枠内において第1項及び第3項に掲げる活動を支援するための財政的援助を申請することができる旨を周知する。

第12条（リファレンス実装ソフトウェア）

- ① 欧州委員会は、構成国が自国の IT システムに代えてバックエンドシステムとしてその使用を決定することのできるリファレンス実装ソフトウェアの創作、接続、開発及び管理について責任を負うものとする。
- ② 欧州委員会は、リファレンス実装ソフトウェアを無償で提供し、管理し、及び支援する。
- ③ リファレンス実装ソフトウェアは、他の構成国の IT システムとの情報交換のた

めに統一的な接続装置 (interface) を提供する。

第13条 (分散化 IT システム、欧州電子アクセスポイント及び自国の IT システムの費用)

- ① 各構成国、又は、規則 (EU) Nr. 2022/850第3条第4項の意味における権限を付与された e-CODEX アクセスポイントを運営する当局は、その責任の下にある分散化 IT システムのアクセスポイントの設定、運営及び維持の費用を負担する。
- ② 各構成国、又は、規則 (EU) Nr. 2022/850第3条第4項の意味における権限を付与され得た e-CODEX アクセスポイントを運営する当局は、自国の IT システム又は他の IT システムとアクセスポイントとの相互利用を行うための設定及び調整のための費用、並びにこうしたシステムの管理、運営及び維持の費用を負担する。
- ③ 欧州委員会は、構成国に対して、欧州連合の財政計画の枠内において第1項及び第2項に掲げる活動を支援するための財政的援助を申請することができる旨を周知する。
- ④ 欧州連合の機関及び他の当局は、その責任の下にある分散化 IT システムの設定、運営及び維持のための費用を負担する。
- ⑤ 欧州連合の機関及び他の当局は、ケース・マネジメントシステム (case-management system) とアクセスポイントとの相互利用を可能にするための設定及び調整のための費用、並びにこうしたシステムの管理、運営及び維持のための費用を負担する。
- ⑥ 欧州委員会は、欧州電子アクセスポイントに関するすべての費用を負担する。

第14条 (送信される情報の保護)

- ① 権限ある当局は、分散化 IT システムにより送信又は受信される個人情報の処理 (取扱い) に関して、規則 (EU) Nr. 2016/679及び規則 (EU) Nr. 2018/1725又は指令 (EU) 2016/680の意味における管理者 (責任主体) とみなされる。
- ② 欧州委員会は、欧州電子アクセスポイントによる個人情報の取扱いに関して、規則 (EU) Nr. 2018/1725の意味における管理者とみなされる。
- ③ 権限ある当局は、国境を跨る裁判手続の枠内において、他の権限ある当局に宛てて送信される情報、及び、情報が送信される構成国の法に従い秘密扱いとみなされる情報が、欧州連合法上の及び情報が送信される構成国の国内法上の守秘義務規定に服することを保障する。

第15条 (運営委員会の手続)

- ① 欧州委員会は、運営委員会によって支援される。この運営委員会は、規則 (EU) Nr. 182/2011の意味における運営委員会である。

- ② 前項が引用されるときは、規則（EU）Nr. 182/2011第5条が適用される。

第16条（モニタリング及び評価）

- ① 第10条第3項(d)に掲げる実施法の施行の日から4年後及びその後の5年毎に、欧州委員会は、本規則の評価を実施し、欧州議会及び理事会に対して、欧州委員会に宛てて構成国によって収集・提出された情報に基づく報告書を提出する。また、これには、欧州委員会が、国境を跨る民事及び刑事手続において武器対等に対する電子情報交換の影響評価を行うことも含まれる。とりわけ、欧州委員会は、第5条の適用について評価を行う。こうした評価を基にして、欧州委員会は、必要な場合には、立法提案を行うこととし、これによって、手続関係者に対して当事者が滞在する構成国の権限ある当局の建物内にあるビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術の使用に必要なインフラストラクチャーへのアクセスを与えるために、構成国に対してビデオ会議又は他の遠隔情報交換技術を使用するよう義務づけるものとする。またその際には、こうした立法提案において、上記の技術及び相互利用の可能性基準が定められて、司法協力が行われるようにする。
- ② 欧州連合の他の法行為において同様の通知手続が適用されない限り、構成国は欧州委員会に宛てて、毎年、本規則の機能及び適用を評価するために適切な以下の情報を送信する。
- (a) 第10条第3項に掲げる各実施法の施行後3年間、自国のITシステムをアクセスポイントとの間で相互利用するために設定又は調整することに要した費用
- (b) 第10条第3項(b)に掲げる各実施法の施行後3年間、附属文書I第3、第4及び第9に掲げる法行為に従って、申立てが権限ある当局に到達してから裁判の日までに要した第一審の裁判手続の期間。ただし、この情報を入手可能である場合に限る。
- (c) 第10条第3項に掲げる各実施法の施行後3年間、判決又は裁判の承認及び執行に関する裁判に関係する情報の送信のために必要とされた期間、又はこれに該当しない場合は、附属文書II第1から第7まで及び同第9から第11までに掲げる法行為に従って、そうした判決又は裁判の執行の結果に関して情報を送信するために必要とされた期間であって、法行為毎に集約されたもの。ただし、入手可能なものに限る。
- (d) 第10条第3項に掲げる各実施法の施行後3年間、分散化ITシステムにより第3条第1項及び第2項に従い送信された申立ての数。ただし、この情報を入手可能である場合に限る。
- ③ サンプルを作成するために、各構成国は、一つ若しくは複数の権限ある当局に対し

て、第5条又は第6条に従ってビデオ会議又は他の遠隔情報通信技術を用いてこの当局が実施した弁論及び聴取の件数に関するデータの収集を指示する。このデータは、2026年5月2日から欧州委員会に送信される。

- ④ リファレンス実装ソフトウェア及び一装備されている限り—国内のバック・エンドシステムは、第2項(b)、(c)及び(d)に掲げるデータを対応するプログラムを通じて収集し、このデータを欧州委員会に毎年送信する。
- ⑤ 構成国は、第2項(b)、(c)及び(d)に掲げるデータを収集するよう努める。

第17条（欧州委員会に通知すべき情報）

- ① 構成国は、欧州委員会に、2024年7月17日までに、以下の情報を通知し、これを欧州司法ポータルによりアクセスできるようにする。
 - (a) 必要な場合、国内 IT ポータルの詳細
 - (b) 第5条及び第6条によるビデオ会議に関する国内法及び手続に関する記述
 - (c) 納付すべき手数料に関する情報
 - (d) 国境を跨る事件において納付すべき手数料の電子支払い方法に関する詳細
 - (e) 附属文書 I 及び II に掲げる法行為に従った権限ある当局。ただし、この法行為に従って、この当局に関して、欧州委員会に通知が未だなされていない場合に限る。
構成国は、欧州委員会に、第1文に掲げる情報に関する変更のすべてを遅滞なく通知する。
- ② 構成国が、本規則に規定するよりも早期に、第5条及び第6条を適用し、又は分散化 IT システムを運用する状況にある場合は、構成国は欧州委員会にその旨を通知する。欧州委員会は、こうした情報を電子的な方法により、とりわけ欧州司法ポータルにより入手可能にする。

第7章 民事及び商事事件における司法協力の領域での法行為の改正

第18条（規則（EG）Nr. 805/2004の改正）

規則（EG）Nr. 805/2004（欧州執行名義規則—訳者）第13条第1項に以下の(e)を加える。

- (e) 規則（EU）2020/1784（送達規則—訳者）第19条及び第19a条による電子送達

第19条（規則（EG）Nr. 1896/2006の改正）

規則（EG）Nr. 1896/2006（督促手続規則—訳者）は、以下のよう改正する。

- ① 第7条第5項は、以下の条文とする。

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

- ⑤ 申立ては、規則（EU）Nr. 2023/2844（本規則—訳者）第4条による電子情報交換の方法、書面による方法又は他の—電子的なもの—情報交換の方法であって、原構成国において適法であり、かつ、原裁判所において用いられるものにより行うものとする。
- ② 第7条第6項第1文は、以下の条文とする。
- ① 申立書は、申立人により又は必要な場合にはその代理人により署名されるものとする。申立てが、本条第5項による電子的な方法で行われるときは、申立書の署名義務は、規則（EU）Nr. 2023/2844第7条第3項に従って履行される。電子署名は、付加的な要件が確定されうることなく、原構成国において承認される。
- ③ 第13条において、以下の条文が追加される。
- 「欧州支払命令の送達は、規則（EU）Nr. 2020/1784第19条及び第19a条による電子送達によって行うことができる。」
- ④ 第16条は、以下のように改正される。
- (a) 第4項は、以下の条文とする。

「④ 異議（故障）の申立ては、規則（EU）Nr. 2023/2844第4条による電子情報交換の方法、書面による方法又は他の—電子的なもの—情報交換の方法であって、原構成国において適法であり、かつ、原裁判所において用いられているものにより行うものとする。」

- (b) 第5項第1文は、以下の条文とする。

「異議（故障）の申立書は、申立人の相手方又は必要な場合には申立ての相手方の代理人によって署名されるものとする。本条第4項による異議（故障）の申立てが、電子的な方法で行われるときは、申立書の署名義務は、規則（EU）Nr. 2023/2844第7条第3項に従って履行される。電子署名は、付加的な要件が確定されうることなく、原構成国において承認される。」

第20条（規則（EG）Nr. 861/2007の改正）

規則（EG）Nr. 861/2007（少額請求手続規則—訳者）は、以下のように改正する。

- ① 第4条第1項は、以下の条文とする。

「① 欧州少額請求手続は、原告が、本規則の附属文書 I にある定型訴状 A に記載して、管轄裁判所に宛てて、これを直接に提出し若しくは郵送にて提出し、又は、規則（EU）Nr. 2023/2844第4条による電子情報交換の方法により若しくは手続が開始される構成国において認められている別の方法、例えば fax 若しくは e-mail という

方法により送信することにより開始する。定型訴状には、請求を根拠づける証拠の記載を必要とする。必要な場合には、この定型訴状に、証拠方法として適切な文書を添付することができる。」

- ② 第13条第1項(a)は、以下の条文とする。

「(a) 郵便局員により」

- ③ 第13条第1項(b)は、以下の条文とする。

「規則 (EU) Nr. 2020/1784第19条及び第19a条による電子送達、又は」

- ④ 第13条第1項に以下の(c)を追加する。

「(c) 規則 (EU) Nr. 2023/2844第4条第1項により設置された欧州電子アクセスポイントによることであって、受領者が、欧州少額請求手続の枠内における書面の送達についてこうした方法を用いることにあらかじめ明示的に同意している限りにおいて。」

- ⑤ 第13条第2項は、以下の条文とする。

「② 第1項に掲げられていない情報交換であって、裁判所と当事者又は手続に関与する他の者との間のものについては、

(a) 受領証書付き電子送信方法によることであり、こうした方法によることが技術的に可能であって、かつ、欧州少額請求手続が実施される構成国の手続法規により認められている場合。ただし、当事者若しくは関係者がそうした送信方式にあらかじめ同意し又は当事者若しくは関係者がその住所若しくは居所を有する構成国の手続規定によりそうした送信方式を受け入れることを法的に義務づけているときに限る。又は

(b) 規則 (EU) Nr. 2023/2844第4条による電子情報交換方法によること。

- ⑥ 第15a条第2項は、以下の条文とする。

「② 構成国は、当事者が規則 (EU) Nr. 2023/2844第9条による裁判費用を、裁判所が住所を有する構成国以外の構成国からも支払う遠隔支払方法によって電子的に支払うことができるようにする。」

第21条 (規則 (EU) Nr. 606/2013の改正)

規則 (EU) Nr. 606/2013 (民事事件における保護措置の相互承認規則一訳者) は、以下のように改正する。

- ① 第8条第2項第1文は、以下の条文とする。

「危険を惹起している者が原構成国にその住所を有しているときは、証明書の送達

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

はこの構成国の法に従って行われる。危険を惹起している者が原構成国以外の構成国にその住所を有しているときは、送達は、配達証明書付若しくはこれに相当する証明書付の書留郵便又は規則（EU）Nr. 2020/1784第19条及び第19a条による電子送達によって行う。危険を惹起している者が第三国（非構成国）にその住所を有しているときは、送達は、配達証明書付若しくはこれに相当する証明書付の書留郵便で行う。」

- ② 第11条第4項第1文は、以下の条文とする。

「危険を惹起している者が、受託国にその住所を有するときは、通知は、この構成国の法に従って行う。危険を惹起している者が受託構成国以外の構成国にその住所を有するときは、通知は、配達証明書付若しくはこれに相当する証明書付の書留郵便又は規則（EU）Nr. 2020/1784第19条及び第19a条による電子送達によって行う。危険を惹起している者が第三国にその住所を有するときは、送達は、配達証明書付又はこれに相当する証明書付の書留郵便によって行う。」

第22条（規則（EU）Nr. 655/2014）の改正

規則（EU）Nr. 655/2014（銀行口座仮差押規則—訳者）は、以下のように改正する。

- ① 第8条第4項は、以下の条文とする。

「④ 申立書及び記録は、申立てがなされた構成国の手続法規により認められている方法に基づいて送付することができ、規則（EU）Nr. 2023/2844第4条による電子情報交換の方法によることも含まれる。」

- ② 第17条第5項は、以下の条文とする。

「⑤ 申立てに関する裁判は、債権者に宛てて、原構成国の国内法において定めのある同種の国内決定のための手続に従って又は規則（EU）Nr. 2023/2844第4条による電子情報交換の方法により通知される。」

- ③ 第29条は、以下の条文とする。

「第29条（書面の送付）」

- ① 本規則において本条による書面の送付が規定されるときは、この送付は、規則（EU）Nr. 2023/2844に従って当局間の情報交換に関して行われ、又は、情報交換が債権者からなされる場合は、受領書面の内容が送付される書面の内容と内容上合致していて、全体の記述を容易に読むことができる限りにおいて、適切な方法によって行われるものとする。
- ② 本条第1項により書面を受領する裁判所又は当局は、受領日に次ぐ労働日の終了までに、次のものを送付する。

- (a) 書面を送付した当局に宛てて、規則 (EU) Nr. 2023/2844第3条により、受領証明書を、又は
- (b) 書面を送付した債権者又は銀行に宛てて、できる限り迅速な方法で、受領証明書を。

本条第1項により書面を受領する債権者又は当局は、第52条第2項に従った委員会手続に即して採択された実施法により作成された受領証明書の書式を用いる。

④ 第36条は、以下のように改正する。

- (a) 第1項は、以下の条文とする。

「① 第33条、第34条又は第35条による不服申立ての提出は、第52条第2項に従った委員会手続に即して採択された実施法によって作成された不服申立の書式を用いて行う。

申立ては、何時でも以下のように送付することができる。

- (a) 申立てが提出される構成国の手続法規により認められている方法であって、電子情報交換の方法を含み、又は
- (b) 規則 (EU) Nr. 2023/2844第4条による電子情報交換の方法による。

- (b) 第3項は、以下の条文とする。

「③ 第34条第1項(a)又は第35条第3項により債務者による申立てが提出された場合を除き、申立てに関する裁判は、双方の当事者に対して陳述の機会を与えた後に言い渡すこととし、関係構成国のそれぞれの国内法により使用が可能かつ認められる情報交換技術の方法によること又は規則 (EU) Nr. 2023/2844第4条による電子情報交換の方法によることを含む。

第23条 (規則 (EU) Nr. 2015/848の改正)

規則 (EU) Nr. 2015/848 (倒産手続規則一訳者) は、以下のように改正される。

- ① 第42条第3項第1文は、以下の条文とする。

「本条第1項の意味における協働は、規則 (EU) Nr. 2023/2844第3条に従い行う。

- ② 第53条は、以下の条文とする。

「第53条 (債権の届出の権利)

それぞれの外国債権者は、倒産手続における自己の債権の届出のために、手続開始国の法により認められているあらゆる情報交換手段又は規則 (EU) Nr. 2023/2844第4条による電子情報交換手段を用いることができる。

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

債権の届出のために、弁護士又は法律職による代理が強制されることはない。

- ③ 第57条第3項第1文は、以下の条文とする。

「本条第1項の意味における協働は、規則（EU）Nr. 2023/2844第3条に従って行われる。」

第24条（規則（EU）Nr. 2020/1784の改正）

規則（EU）Nr. 2020/1784（送達規則一訳者）は、以下のように改正する。

- ① 第12条第7項は、以下の条文とする。

「⑦ 第1項及び第2項のために、以下のことが適用される。送達が、第17条により外交代理人又は領事館員により行われるとき、及び第18条、第19条、第19a条又は第20条により当局又は人により行われるときは、これらの代理人若しくは館員又は当局若しくは人は、受取人に対して、この者が書面の受領を拒否できること、及び、外交代理人若しくは領事館員又は当局若しくは人に宛てて、附属文書 I の書式 L を用いて又は自筆で作成した書面による拒否の意思を通知しなければならない旨を知らせることとする。」

- ② 第13条第3項は、以下の条文とする。

「③ 本条は、第19a条を除き、第2節による裁判上の書面の他の種類の送付及び送達についても適用される。」

- ③ 以下の規定を追加する。

「第19a条（欧州電子アクセスポイントによる電子送達）

① 裁判上の書面の送達は、他の構成国において既知の送達先を有する者に宛てて、規則（EU）Nr. 2023/2844第4条第1項に従って設置された欧州電子アクセスポイントにより直接に行うことができる。ただし、受取人が、関係する手続の枠内において書面の送達についてこの電子的方法を用いることに事前に明確に同意している場合に限る。

② 受取人は、受領日付を含む受領証明書によって、書面の受領を確定する。受領証明書に記載された日付は、書面の送達の日付とみなされる。同様の規定は、受領を拒否された書面の送達であって、第12条第5項により治癒されるものについて適用される。

- ④ 第37条において以下の項が追加される。

「③ 第19a条は、規則（EU）Nr. 2023/2844第10条第3項に掲げる実施法の施行の日から3年後に到来する月の初日から適用される。」

第8章 刑事事件における司法協力の領域での法行為の改正

第25条（規則（EU）Nr. 2018/1805（差押命令及び没収命令の相互承認に関する規則—
訳者）の改正）

—省略—

第9章 最終規定

第26条（発効及び適用）

- ① 本規則は、欧州連合の官報に掲載された後20日に発効する。
- ② 本規則は、2025年5月1日から適用される。
- ③ ただし、第3条及び第4条は、第10条第3項に掲げる実施法であって、附属文書 I 及び II に掲げるそれぞれの法行為のための分散化 IT システムの設置のための実施法の発効日後2年の期間の翌月の第1日から適用される。
- ④ 第3条及び第4条は、本条第3項に掲げる日から開始される手続について適用される。

本規則は、構成国において、規則のすべての部分について拘束力を有し、諸条約に従って直接に適用される。

2023年12月13日 シュトラースプール

欧州議会の名において

理事会の名において

議長 R. METSOLA

理事長 P. NAVARRO RÍOS

附属文書 I（民事及び商事事件における司法協力の領域における法行為）

- 1 国境を跨る訴訟事件において訴訟費用援助のための最小限の共通ルールを確定することによりこの種の事件における権利へのアクセスを改善するための2003年1月27日の理事会指令（2003/8/EG）
- 2 争いのない債権に関する欧州執行名義の創設のため2004年4月21日の欧州議会及び理事会の規則（（EG）Nr. 805/2004）
- 3 欧州督促手続の創設のための2006年12月12日の欧州議会及び理事会の規則（（EG）Nr. 1896/2006）

「EU 司法協力の領域におけるデジタル化に関する規則（2023年12月13日）」

- 4 少額債権に関する欧州手続の創設のための欧州議会及び理事会の2007年7月11日の規則（(EG) Nr. 861/2007）
- 5 扶養事件における管轄、適用法並びに裁判の承認及び執行並びに司法協力に関する2008年12月18日の理事会規則（(EG) Nr. 4/2009）
- 6 相続事件における管轄、適用法、裁判の承認及び執行並びに公の証書の承認及び執行について並びに欧州遺産証書の創設についての2012年7月4日の欧州議会及び理事会の規則（(EU) Nr. 650/2012）
- 7 民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会の規則（(EU) Nr. 1215/2012）（改正規則）
- 8 民事事件における保護措置の相互承認に関する2013年6月12日の欧州議会及び理事会の規則（(EU) Nr. 606/2013）
- 9 民事及び商事事件における債権の国境を跨る取立てを簡易化する銀行口座の仮差押えについて欧州決定手続を創設するための2014年5月15日の欧州議会及び理事会の規則（(EU) Nr. 655/2014）
- 10 倒産手続に関する2015年5月20日の欧州議会及び理事会の規則（(EU) Nr. 655/2014）
- 11 夫婦財産制の問題における管轄、適用法並びに裁判の承認及び執行の領域における協働を強化するための2016年6月24日の理事会規則（(EU) Nr. 2016/1103）
- 12 登録パートナーの財産問題における管轄、適用法並びに裁判の承認及び執行の領域における協働を強化するための2016年6月24日の理事会規則（(EU) Nr. 2016/1104）
- 13 婚姻事件及び親の責任に関する手続における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行について並びに国際的な子の奪取についての2019年6月25日の理事会規則（(EU) 2019/1111）

附属文書Ⅱ（刑事事件における司法協力の領域における法行為）

- 1 欧州逮捕状及び構成国間の交付手続に関する2002年6月13日の理事会の枠組み決定（2002/584/JI）
- 2 欧州連合における財産対象又は証拠方法の保全に関する裁判の執行に関する2003年6月22日の理事会の枠組み決定（2003/577/JI）
- 3 料料及び過料の相互承認の原則の適用に関する2005年2月24日の理事会の枠組み決定（2005/214/JI）

- 4 没収裁判の相互承認の原則の適用に関する2006年10月6日の理事会の枠組み決定 (2006/783/JI)
- 5 欧州連合における自由剥奪刑又自由剥奪処分を科する刑事事件における判決の相互承認の原則の適用に関する2008年10月27日の理事会の枠組み決定 (2008/909/JI)
- 6 保護観察処分及び代替的制裁の監視に関する判決及び保護決定の相互承認の原則の適用に関する2008年10月27日の理事会の枠組み決定 (2008/947/JI)
- 7 勾留の代替としての保護観察処分の裁判の相互承認の原則の一欧州連合の構成国間における一適用に関する2009年10月23日の理事会の枠組み決定 (2009/829/JI)
- 8 刑事手続における権限の抵触の回避のための2009年11月30日の理事会の枠組み決定 (2009/948/JI)
- 9 欧州保護命令に関する2011年12月13日の欧州議会及び理事会の指令 (2011/99/EU)
- 10 刑事事件における欧州捜査命令に関する2014年4月3日の欧州議会及び理事会の指令 (2014/41/EU)
- 11 差押命令及び没収命令の相互承認に関する2018年11月14日の欧州議会及び理事会の規則 ((EU) Nr. 2018/1805)